平成２６年（フ）第２８０号
神奈川県伊勢原市岡崎6732番地の３
破産者　井上　淳一
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１７８号
相模原市南区鵜野森２丁目17番５―401号
破産者　坂元　　剛
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第４号
長野県飯山市大字静間228番地３　県町団地Ａ―401、開始決定時の住所長野県飯山市大字常盤9281番地１
破産者　福澤　元久
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１８１号
長野県松本市沢村３丁目１番５号２階　長瀬法律事務所、住民票上の住所長野県松本市浅間温泉３丁目５番14号
破産者　田中多加子
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第２７３３号
大阪府東大阪市足代北１丁目18番20号　ハイツＴＥＲＡＤＡ３―Ｄ号
破産者　髙橋　俊博
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１３０号
大阪府摂津市鳥飼野々３丁目19番５号、前住所大阪府摂津市別府２丁目21番17号
破産者　都築五十三
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８８１号
大阪府八尾市山本町南３丁目６番１―303号、開始決定時の住所大阪市東住吉区山坂５丁目14番７―1009号
破産者　中野　弘郷
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１１４号
兵庫県伊丹市平松６丁目４番13号
破産者　奥村　真弘
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６９９号
大阪府高槻市柱本６丁目30番５号
破産者　Ｒ’ｓ　ＡＵＴＯこと　津村　隆一
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７３３号
大阪市都島区内代町２丁目７番38号　柴山ハウビル303号、前住所大阪府八尾市恩智北町４丁目464番地の４
破産者　澤津　睦男
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１６５号
大阪市阿倍野区長池町12番14号　レオパレス長池204
破産者　須田　隆治
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２６３号
大阪府箕面市粟生外院３丁目７―７　Ｂ―６号室、開始決定時大阪府吹田市山田東４丁目35番１―801号
破産者　満尾　禮子
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３６５号
大阪市北区長柄中１丁目７番18号
破産者　川西　暁夫
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３８７号
大阪市東住吉区桑津３丁目25番３号、開始決定時大阪市東住吉区桑津２丁目６番22号
破産者　駒井　和久
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４６２号
大阪市北区同心１丁目１番22―1205号
破産者　樽本　　誠
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６０５号
大阪府河内長野市寿町11番５―303号
破産者　村上　裕子
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４５号
岡山県津山市小原377―２、破産手続開始決定時の住所岡山県津山市上河原431番地
破産者　八木　和子
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第１０９号
岡山県笠岡市春日台342、破産開始時の住所岡山県津山市上河原181番地７
破産者　池本　明彦
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部